インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例の策定状況と課題

伊籐久雄 (NPO法人まちぽっとスタッフ)

群馬県が 2020 年 12 月 22 日、「インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例」を施行してから 4 年近くになる。最近では 2024 年 10 月 1 日、香川県坂出市が「インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例」を施行。全国では 18 条例を数えるまでになった。とはいえ、条例数は、まだまだとても少ない。

本稿では施行されている条例の内容や特徴などを分析し、今後の課題を検討したいと思う。

1. インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例の目的

さいたま市が、市の条例を検討するにあたり作成した「先進自治体におけるインターネット上の誹謗中傷等に関する条例の比較表」がある。これは、群馬県、渋川市、大阪府の3自治体の条例の14.項目を詳細に比較したものである(参考資料参照)。そこでこの3つの自治体の条例の目的を以下に示しておきたい。

〇 群馬県条例

この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の被害者の支援等に関して、県の責務及 び県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とする。

○ 渋川市条例

この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者の支援に関して、市の 責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めること により、これを推進することを目的とする。

〇 大阪府条例

この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないよう、府の責務及び府民の役割を明らかにするとともに、府の施策の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とする。

これら3自治体の条例は、誹謗中傷等の被害者の支援等(群馬県)、誹謗中傷等の防止及び被害者の支援(渋川市)、誹謗中傷等の人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないように(大阪府)と、「何のための条例」かに違いがあるが、施策の基本となる事項を定め、これを推進することという目的は共通である。

次項に紹介する他の条例も「何のための条例」かに違いがあると思われる。

2. インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例の策定状況

「インターネット上の誹謗中傷等の防止」に特化した条例

自治体		条例名	施行年月日
群馬県		インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援 等に関する条例	2020年12月22日
大阪府	大東市	インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被 害者支援に関する条例	2021年4月1日
大阪府	_	インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権 侵害のない社会づくり条例	2022年3月29日
東京都	江戸川区	インターネット健全利用促進条例	2022年4月1日
群馬県	渋川市	インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被 害者支援に関する条例	2022年4月1日
広島県	大崎上島町	インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被 害者支援に関する条例	2022年4月1日
大阪府	和泉市	インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権 侵害のない社会づくり条例	2022年6月30日
福岡県	小郡市	インターネット上の人権侵害の防止等に関す る条例	2023年7月1日
長野県	長野市	インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被 害者支援に関する条例	2023年10月日
埼玉県	さいたま市	インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被 害者支援等に関する条例	2024年4月1日
大阪府	富田林市	インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権 侵害のない社会づくり条例	2024年7月1日
兵庫県	たつの市	インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権 侵害のない社会づくり条例	2024年7月3日
埼玉県	戸田市	インターネット上の誹謗中傷等の防止に関す る条例	2024年9月1日
香川県	坂出市	インターネット上の誹謗中傷等の防止に関す る条例	2024年10月1日

「差別解消条例」などにインターネット条項を含む条例

愛知県	_	人権尊重の社会づくり条例	2022年4月1日
三重県	_	差別を解消し、人権が尊重される三重をつ くる条例	2022 年 5 月 19 日 (一部、2023 年 4 月 1 日
佐賀県	_	全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例	2023年3月13日
沖縄県	_	沖縄県差別のない社会づくり条例	2023年4月1日

以上の策定状況は私 (伊藤) が、Web 上で検索して調査したものである (2024年10月23日検索)。条例数を整理すると以下のようになる。

○ 条例の内容

- ・「インターネット上の誹謗中傷等の防止・支援」に特化した条例 14条例
- ・「差別解消条例」などにインターネット条項を含む条例 4条例 計18条例
- 都道府県·市区町村別
 - ・都道府県条例 6条例(インターネット特化2条例、インターネットを含む4条例)
 - ・市区町村条例 12条例(すべてインターネット特化条例)

3. 条例の特徴

1. で示したさいたま市の「先進自治体におけるインターネット上の誹謗中傷等に関する条例の比較表」は以下の項目が比較されている。

目的、自治体の責務、議会の責務(大阪府のみ)、住民の役割、連携協力、基本的施策、 インターネットリテラシーの向上、相談体制(大阪府は、被害者の相談支援体制と行為者 等の相談支援体制に分かれている)、住民の理解の増進、財政上の措置

このさいたま市の先例を踏まえて、本稿は2024年度に策定されたインターネット上の誹謗中傷等の防止」に特化した条例、5条例を取り上げる。比較項目は目的、基本的施策、インターネットリテラシーの向上、相談体制の4項目とする。

5つの条例の比較は別紙のとおりである。その特徴は以下のようにまとめることができると思う。

○ 条例の目的

5つの条例に共通するのは、「インターネット上の誹謗中傷等の防止し(または人権侵害の防止し)、市の基本となる施策(事項)を定めるとしていることである。若干異なるのは、「被害者の支援」とするところ(さいたま市、と、「誰もが加害者(あるいは行為者)にも被害者にもならないように」とするところ(富田林市、たつの市)があり、それらには触れない戸田市、坂出市があることである。

〇 基本的施策

さいたま市は、条例の目的に基本的な施策も盛り込み、別途基本理念を定めている。目的や基本理念に盛り込まれた基本的施策は次の通り。

- ・ インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被災者の支援に関する施策を総合的、計画 的に推進
- ・ 全ての市民等が互いに思いやりを持ち、基本的人権を尊重
- ・ インターネットの恩恵を享受できる、安全で安心な地域社会の実現に寄与 その他の4市の基本的施策は、以下の4点に集約できる。(坂出市の施策を示す。その 他の3市の施策は別紙参照)

- (1) 市民等の誹謗中傷等の問題に対する理解を深めるための施策
- (2) 市民等の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策
- (3) 被害者になるおそれのある者、被害者およびインターネット上で発信した情報に関して不安を抱える者に対する相談体制の整備
- (4) 前3掲げる号にもののほか、被害者および行為者を発生させないための施策 さいたま市の基本的施策は理念的なものにとどまっているが、インターネットリテラシーの向上と相談体制については具体的な施策がある。インターネットリテラシーの向上と相談体制について、より具体的な施策を明記しているのはさいたま市と富田林市のみである。その他の3市は、インターネットリテラシーの向上に関しては、「市民の役割」に限って努力義務として条文化しているが、相談体制は基本的施策に位置づけているのみである。
- インターネットリテラシーの向上ここではさいたま市と戸田市の条文を示す。

<さいたま市>

- 1 市は、市民等及び事業者のインターネットリテラシーの向上に資する研修会、講演会等の開催、教材等の情報提供その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民等の年齢、立場等に応じて取り組むものとする。
- 3 市は、児童生徒に対する第1項の施策を実施するに当たっては、学校教育と連携するとともに、保護者の理解を得ながら取り組むよう努めるものとする。

<戸田市> (市民の責務)

市民等は、自らが行為者となることがないよう、インターネットリテラシーの向上に 努めるとともに、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性についての理 解を深めるよう努めるものとする

〇 相談体制

ここでは富田林市の条文を示す。

<富田林市>

- 1 市は、被害者の不安、被害者に生じた不利益等を解消し、及び被害者が抱える心理 的負担の軽減等を図るため、並びに行為者が再び誹謗中傷等を行わないようにする ため、相談支援体制を整備するものとし、次に掲げる事項を行うものとする。
 - (1)相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言
 - (2)専門的知識を有する機関の紹介
 - (3)前2号に掲げるもののほか、相談対応として必要な事項

- 2 市は、前項の相談支援体制の整備に当たっては、相談をする者が安心して話しやす く、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。
- 3 市は、第1項に掲げるもののほか、自ら発信したインターネット上の情報に関して 不安を抱える者の相談に応じるものとする。

4. 今後の課題

本来、条例を比較検討するためには、条例を踏まえた取り組みを検証することが必要である。しかし、インターネット上の誹謗中傷等に関する条例は策定状況がまだまだ少なく、本稿では条例の比較にとどまらざるをえない。

今後、同様な条例を検討するところは、条例の目的、基本的施策(または基本理念)、インターネットリテラシーの向上、相談体制など、地域の実態を踏まえた検討体制が望まれる。 その際の参考にしていただければ幸いである。

なお、総務省の「インターネット上の誹謗中傷への対策」に「「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージの概要」(2021年6月更新)」(最初に「政策パッケージ」を公表したは2020年9月)が掲載されている。項目のみ紹介する。

- 1 ユーザーに対する情報モラル及び ICT リテラシーの向上のための啓発活動
- 2 プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウンタビリティの向上
- 3 発信者情報開示に関する取組
- 4 相談対応の充実に向けた連携と体制整備

また、弁護士法人あまた法律事務所が「インターネット上の誹謗中傷を取り締まる法律とは?法改正について解説」を発信しているので参考資料として紹介する。

<参考資料>

- ■先進自治体におけるインターネット上の誹謗中傷等に関する条例の比較表 さいたま市 https://www.city.saitama.lg.jp/gikai/005/jyoureikenntou/p098226_d/fi1/r050725_05.pdf
- ■インターネット上の誹謗中傷への対策 総務省 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/hiboutyusyou.html
- ■インターネット上の誹謗中傷を取り締まる法律とは?法改正について解説 弁護士法人 あまた法律事務所

https://amata-lawoffice.com/deletion-request/law-of-slander-on-the-internet/